

令和8年4月1日から公民館の使用料が改定されます

【盛岡市公民館条例の一部改正について】

1 使用料金は現行の**1.35倍値上げ**になります。

<令和8年4月1日から>

区 分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~21:30	9:00 ~17:00	13:00 ~21:30	9:00 ~21:30
小ホール	4,180円	5,670円	4,860円	9,850円	10,530円	14,710円
小ホール控室	540円	670円	670円	1,210円	1,340円	1,880円
美術室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円
工芸室	2,700円	3,510円	3,100円	6,210円	6,610円	9,310円
調理実習室	2,700円	3,510円	3,100円	6,210円	6,610円	9,310円
第1和室	1,620円	2,160円	1,890円	3,780円	4,050円	5,670円
第2和室	1,080円	1,350円	1,210円	2,430円	2,560円	3,640円
茶室	1,080円	1,350円	1,210円	2,430円	2,560円	3,640円
第1研修室	2,700円	3,510円	3,100円	6,210円	6,610円	9,310円
第2研修室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円
第3研修室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円
視聴覚室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円
会議室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円
音楽室	3,100円	4,180円	3,640円	7,280円	7,820円	10,920円
リハーサル室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円
ミーティングルームA	1,080円	1,350円	1,210円	2,430円	2,560円	3,640円
ミーティングルームB	1,080円	1,350円	1,210円	2,430円	2,560円	3,640円

<令和8年3月31日まで>

区 分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~21:30	9:00 ~17:00	13:00 ~21:30	9:00 ~21:30
小ホール	3,100円	4,200円	3,600円	7,300円	7,800円	10,900円
小ホール控室	400円	500円	500円	900円	1,000円	1,400円
美術室	1,600円	2,100円	1,800円	3,700円	3,900円	5,500円
工芸室	2,000円	2,600円	2,300円	4,600円	4,900円	6,900円
調理実習室	2,000円	2,600円	2,300円	4,600円	4,900円	6,900円
第1和室	1,200円	1,600円	1,400円	2,800円	3,000円	4,200円
第2和室	800円	1,000円	900円	1,800円	1,900円	2,700円
茶室	800円	1,000円	900円	1,800円	1,900円	2,700円
第1研修室	2,000円	2,600円	2,300円	4,600円	4,900円	6,900円
第2研修室	1,600円	2,100円	1,800円	3,700円	3,900円	5,500円
第3研修室	1,600円	2,100円	1,800円	3,700円	3,900円	5,500円
視聴覚室	1,600円	2,100円	1,800円	3,700円	3,900円	5,500円
会議室	1,600円	2,100円	1,800円	3,700円	3,900円	5,500円
音楽室	2,300円	3,100円	2,700円	5,400円	5,800円	8,100円
リハーサル室	1,600円	2,100円	1,800円	3,700円	3,900円	5,500円
ミーティングルームA	800円	1,000円	900円	1,800円	1,900円	2,700円
ミーティングルームB	800円	1,000円	900円	1,800円	1,900円	2,700円

2 市外在住者等の使用料額の設定

市の区域外に住所、事務所又は事業所がある者が使用する場合は「1」の**新料金の2倍に相当する額**になります。ただし、盛岡市都南文化会館(大ホール)と併用利用の場合は新料金と同額となります。

3 **冷房料及び暖房料金は廃止**になります。

4 適用時期

令和8年4月1日から施行します。ただし、3月31日まで(施行日前)に許可した場合(使用料納付含む)は、従前の使用料とします。なお、申請・使用許可後(支払い後)の返金はできません。

【減免の見直しについて】

1 社会教育関係団体の減免率の見直し

現行の80%減免から**50%減免**(備品も含む)になります。

2 社会教育団体(育成団体)の減免率の見直し

現行の100%減免から**50%減免**(備品も含む)になります。

3 社会教育関係団体の人数要件の緩和

10人以上から**5人以上**になります。

※ 不明な点は窓口にお問い合わせ下さい。